⑶　工事場所　東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで
⑷　工事内容　下記の新設工事
①　泡消火栓設備　泡消火ポンプ２基、泡消火栓382基、配管・配線一式
②　水噴霧設備　水噴霧ポンプ２基、自動弁装置743組、配管・配線一式
③　ダクト冷却設備　ダクト冷却ポンプ４基、自動弁装置７組、配管・配線一式
④　独立避難通路・パイプスペース換気設備　加圧送風機10基、切替ダンパ25基
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における機械器具設置工事に係る競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における機械器具設置工事に係る競争参加資格の再認定）を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。
⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
①　共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設工事又は、試験調整を伴う水噴霧設備全体を改修する工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・道路トンネルの消火栓設備又は水噴霧設備の試験調整を伴う新設工事若しくは、消火栓設備又は水噴霧設備の試験調整を伴う設備全体を改修する工事
⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。（以下、上記専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を「配置予定技術者」という。）なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着工の着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成24年１月４日（水）を予定している。
①　専任の主任技術者については、ア～ウの何れかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する技術者のうち、機械器具設置工事業に係わる技術者で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とする者に限る）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（機械部門）」という。）
ウ　イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　専任の監理技術者については、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成12年度以降に現場技術者として、以下に掲げる工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有するものであること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設工事又は、試験調整を伴う水噴霧設備全体を改修する工事
⑸　１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。
①　本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

３　技術提案等に関する事項
⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成にあたっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成にあたっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。
⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の二段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。
１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。
２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終詳細工事費内訳書を提出する。
⑶　工事費内訳書の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項
⑴　２次審査を受ける技術提案者の選定
①　総合評価の方法　２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が入札説明書等で示される要件を満足し適正と認められる場合、標準点の100点が付与され、「４⑴③の技術提案評価項目（加算点用）」に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、設計図面等で示される要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。
②　選定方式
ア　３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から「４⑴①総合評価の方法」によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、若しくは技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。
イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。